

第 1 3 3 号議案

足立区職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例
上記の議案を提出する。

平成 1 7 年 1 2 月 1 日

提出者 足立区長 鈴木 恒 年

足立区職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例
足立区職員の特殊勤務手当に関する条例（平成 1 1 年足立区条例第 2
号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中第 4 号及び第 5 号を削り、第 6 号を第 4 号とし、第 7 号を第
5 号とし、第 8 号を第 6 号とし、第 9 号を削り、第 1 0 号を第 7 号とす
る。

第 3 条第 2 項中「5 5 0 円を超えない範囲内」を「3 9 0 円を超えな
い範囲内」に改める。

第 5 条第 1 項第 3 号を削り、同条第 2 項第 1 号中「8 6 0 円」を「3
9 0 円」に改め、同項第 3 号を削る。

第 7 条及び第 8 条を次のように改める。

第 7 条 削除

第 8 条 削除

第 1 1 条第 1 項中「障害福祉総合センター」を「障害福祉センター」
に改める。

第 1 2 条を次のように改める。

第 1 2 条 削除

第 1 3 条第 1 項中「清掃事業所」を「清掃事務所」に改める。

第 1 4 条中「、規則で定める特殊勤務手当を除き」を削る。

付 則

この条例は、平成 1 8 年 4 月 1 日から施行する。

(提案理由)

特殊勤務手当の一部を廃止するほか、額を改定する必要があるので、この条例案を提出いたします。